

ID: 5600

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の8第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第115条の45の8の規定による。 (勧告、命令等) 第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。			
備考	地域支援係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日